

(別添様式)

意見書

平成23年 1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 107-8373

(ふりがな)

とうきょうとみなとくあかさかいちちょうめきゅうばんじゅうごごう

住 所 東京都港区赤坂1丁目9番15号

(ふりがな)

かぶしきがいしゃ につけいらじおしゃ

氏 名<sup>注1</sup> 株式会社 日経ラジオ社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう すずき けんじ

代表取締役社長 鈴木 健司

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとします。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p> <p>地域メディアとしての公共の利益を実現するものとなるよう、V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることについて</p>	賛同します。
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p> <p>放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与することについて</p>	賛同します。
<p>3. 受託国内放送の全国展開について</p> <p>V-Lowマルチメディア放送のハード整備主体としての受託放送事業者を全国で1者とするべきか、ブロック／県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきかについて</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送のハード整備主体としての受託放送事業者を全国で1者とすることに賛同します。</p> <p>インフラ構築はできる限り早く、効率のよい地域から整備すべきと考えます。</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p> <p>アナログラジオのサイマル（同時に放送）放送がどのように計画されているのか、受信端末普及がどのように見込まれているのか、音声放送が果たす公共性と提供主体をどのように考えるべきか等について</p>	<p>放送は、日頃から国民生活に必要な情報をあまねく届け、災害や国民的な関心事に関する重要な情報を広範な国民に対し瞬時に伝達できることから、極めて高い公共性を有する社会基盤の一つであります。「ラジオ研究会」は、音声放送には利用目的を限定したセグメントを用意し、優先して一定の帯域を割り当てるようにすべきであると、既存ラジオ局が一定の条件を満たせば、音声優先セグメントでサイマル放送が実施できるとしています。ラジオサイマルを認</p>

	<p>めるべきと提言されており、これらの考え方を制度整備に取り入れることが望ましいと考えます。</p> <p>また、短波放送の難聴問題を解消することが出来るので、聴取者に対してより有効なサービスを提供することが可能です。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p> <p>設備投資の効率性やアプリケーションの柔軟性にかんがみて、委託放送事業者への帯域の割当ての単位を、ある程度まとまった数のセグメントとしながらも、地域メディアの担い手としての地元資本や、新しいアプリケーション提供の担い手となる事業者が委託放送事業者や番組供給業者として参画できるようにする工夫について</p>	<p>限られた帯域ですが、放送の社会的影響や、多様なサービスの実現のために、複数の事業者が独立した編成権を有し、番組を構成できるようセグメントの割り当てを行うことが望ましいと考えます。</p> <p>3セグメント及び1セグメントを分割したセグメントの混在など。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p> <p>受託放送事業者がいわゆるプラットフォームを含む事業基盤としての機能を委託放送事業者に提供することの是非とその提供機能について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送では、委託放送事業者が共通して利用する認証・課金等に係る設備の保有や運用を受託放送事業者が引き受けて行う方が合理的と考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p> <p>V-Lowマルチメディア放送によって必要な災害情報が一人でも多数の国民に届くようにするための方策と、それを実現する事業展開の具体的計画や可能性、安全安心な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性等について</p>	<p>ラジオ研究会で提言された「公的情報連携ASP」のような共通の基盤に災害情報が集められ、そこから情報を得るという機能が、プラットフォーム機能として受託放送事業者に備わるということが必要と考えます。公的な役割を担うメディアと認められれば、例えば各自治体で防災無線を受信している端末のV-Low専用端末・災害情報専用端末を買い上げて、高齢者を中心に地域住民に配布することも想定されます。</p>

<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p> <p>(3) V-Lowマルチメディア放送がその放送番組の一部に新聞、雑誌等の電子版を含む場合の放送規律をどのようにすべきかについて</p>	<p>放送にかかる規律が一律に適用されれば、「電子新聞」などのジャーナリズム活動のみならず、同放送の普及・発展が阻害されかねません。番組準則などの内容規制や放送番組審議機関の設置、訂正放送等の規定など、行政機関の言論・報道機関への介入を招きかねない規定はマルチメディア放送に適用すべきではないと考えます。</p>
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p> <p>(6) 新聞社に代表される地域メディアの参画機会を公平にするための工夫について</p>	<p>情報通信技術が格段に進歩し、情報入手の手段の多元性、言論の多様性は確保されていることから、放送局に係る表現の自由享有基準(いわゆるマスメディア集中排除原則)を緩和する方向で制度を整備すべきである。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p> <p>NHKが本放送の受託国内放送と委託放送業務に参入することについて</p>	<p>NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入を強く希望します。世界的な動向からも放送のデジタル化という流れは避けられないものです。公共放送としての先導的役割が期待されます。</p> <p>現段階で我国の方針は示されていませんが、我国のラジオの将来像・全体像を考える時に、V-Lowマルチメディア放送は、いずれかの時点で終了するアナログ・ラジオの受け皿という役割も避けて通れないものと考えられます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について</p> <p>本放送の受託放送事業者の選定手続として、周波数オークションによることの適否について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送は基幹放送であり、周波数オークションは不適格と考えます。経済原理が優先されると、既存放送事業者は参入できなくなります。</p>
<p>11. その他</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みに関して留意すべき事項があれば、それに関する意見、要望</p>	<p>(1) インターネットメディアの台頭も視野に、周波数有効利用の観点から、V-Lowマルチメディア放送が導入された後の、我国のラジオの将来像・全体像を描いて、できる限り早い時期にアクションプランを提示して頂くこと要望します。アナログ放送をどうするのか、V-Lowマルチ</p>

メディア放送の新デジタルラジオとの棲み分けの明示がないと、経営判断は難しくなります。特に、既存ラジオ局は設備更新問題もあり時間はあまり残されていません。

(2) 電波利用料について、特定係数をかけない試算によると10数億円となるが、公共性の高いメディアであり、現行のラジオ同様でよいと考える。新たに誕生したメディアが実を結ぶには、受信機普及で相当な努力とエネルギーが必要になります。

以上